

## 熊本縣市町村総合事務組合情報公開条例施行規則

(平成30年10月17日組合規則第2号)

改正 令和6年6月4日組合規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本縣市町村総合事務組合情報公開条例(平成30年組合条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(開示請求書)

第3条 条例第6条第1項の開示請求書は、公文書開示請求書(別記第1号様式)とする。

2 条例第6条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 組合長が保有している公文書の開示を必要とする理由
- (3) その他組合長が必要と認める事項

(公文書開示決定通知書等)

第4条 条例第11条第1項及び第2項の規定による書面の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 公文書の全部を開示するとき 公文書開示決定通知書(別記第2号様式)
- (2) 公文書の一部を開示するとき 公文書部分開示決定通知書(別記第3号様式)
- (3) 公文書の全部を開示しないとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める通知書
  - ア 公文書を保有していないとき 公文書不存在通知書(別記第4号様式)
  - イ 条例第10条の規定により開示請求を拒否するとき 公文書開示請求拒否決定通知書(別記第5号様式)
  - ウ ア及びイ以外のとき 公文書不開示決定通知書(別記第6号様式)

(開示決定等期間延長通知書等)

第5条 条例第12条第2項の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長通知書(別記第7号様式)によるものとする。

2 条例第13条の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長特例通知書(別記第8号様式)によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第15条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあつては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第15条第2項第1号及び第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第1項及び第2項の規定による通知は、公文書の開示に係る意見照会書(別記第9号様式)によるものとする。

3 条例第15条第1項及び第2項の意見書は、公文書の開示に係る意見書(別記第10号様式)とする。

4 条例第15条第3項の規定による通知は、公文書を開示決定した旨の通知書(別記第11号様式)によるものとする。

(電磁的記録の公開の方法)

第7条 条例第16条の実施機関が定める方法は、次のF各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のア又はイに定める方法

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該電磁的記録を電磁的記録媒体等に複写(当該電磁的記録を全部開示する場合に限る。)したものの交付

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

2 前項第1号及び第2号アの規定は、全部を開示する場合のみ適用するものとする。F

(公文書の閲覧の方法等)

第8条 公文書の閲覧又は視聴は、組合長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 組合長は、公文書の閲覧又は視聴しようとする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるときは、閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付部数)

第9条 公文書の開示を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第10条 条例第18条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 条例第18条第2項の費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第11条 条例第21条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(別記第12号様式)によるものとする。

(条例第22条において準用する条例第15条第3項の規定による通知)

第12条 条例第22条において準用する条例第15条第3項の規定による通知は、条例第22条第1号に係る公文書の開示通知書(別記第13号様式)及び条例第22条第2号に係る公文書の開示通知書(別記第13号の2様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

区 分	写しの作成方法	金 額
文 書 及 び 図 画	電子複写機による写し（A3判の大きさまでのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円
	プリンタによる出力（A3判の大きさまでのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円 多色刷り1枚につき 100円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
電 磁 的 記 録	録音ディスクに複写したもの	1本につき 200円
	ビデオディスクに複写したもの	1本につき 300円
	光ディスク等に複写したもの	1枚につき 200円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
備 考	1 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。 2 写しの送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。 3 業務委託とは、組合内では処理できない専門的技術を伴う場合をいう。 4 電磁的記録の写しの交付については、全部開示のものに限る。	

別記第1号様式（第3条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

様

郵便番号

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

熊本県市町村総合事務組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示を請求する公文書の内容又は件名	（公文書を特定できるように具体的に記入してください。）
公文書の開示を必要とする理由	
開示の実施方法	（1） 閲覧      （2） 写しの交付      （3） 視聴 （希望する公開の実施方法の番号を○で囲んでください。）
備考	

〈職員記入欄〉 次の欄は記入しないでください。

備考	受付日      年      月      日
----	--------------------------

別記第2号様式（第4条関係）

公文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日に請求のありました公文書の開示について、次のとおり開示することに決定しましたので、熊本県市町村総合事務組合情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。

<p>開示請求に係る 公文書の内容又は 件名</p>	
<p>開示の実施方法</p>	<p>(1) 閲覧            (2) 写しの交付            (3) 視聴</p>
<p>開示の日時</p>	<p>年 月 日( )午前・午後 時 分から</p>
<p>開示の場所</p>	
<p>事務担当課</p>	<p>熊本県市町村総合事務組合 課 電話番号</p>
<p>備考</p>	

※ 公文書の開示を受けるときには、この通知書を提示してください。

別記第3号様式（第4条関係）

公文書部分開示決定通知書	
第 号	年 月 日
様	実施機関 印
<p>年 月 日に請求のありました公文書の開示について、次のとおり一部を除いて開示することに決定しましたので、熊本県市町村総合事務組合情報公開条例第11条第1項の規定により、通知します。</p>	
開示請求に係る公文書の内容又は件名	
開示の実施方法	(1) 閲覧      (2) 写しの交付      (3) 視聴
開示の日時	年 月 日( )午前・午後 時 分から
開示の場所	(開示しない部分の概要)
開示しない部分の概要及び理由	(開示しない理由) 熊本県市町村総合事務組合情報公開条例第7条第 号に該当
開示しない理由がなくなる期日	年 月 日以降であれば開示請求に係る公文書を開示することができますので、同日以降に改めて開示の請求をしてください。
事務担当課	熊本県市町村総合事務組合 課 電話番号
備考	

(教示) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に組合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に熊本県市町村総合事務組合を被告として（組合長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第4条関係）

公文書不存在通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日に請求のありました公文書について、当実施機関において保有していないため、熊本県市町村総合事務組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の内容又は件名	
公文書が存在しない理由	
事務担当課	熊本県市町村総合事務組合 課 電話番号
備考	





別記第7号様式（第5条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日に請求のありました公文書の開示については、熊本県市町村総合事務組合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

<p>開示請求に係る公文書の内容又は件名</p>	
<p>条例第12条第1項本文に規定する 決定期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>延長後の期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>延長の理由</p>	
<p>事務担当課</p>	<p>熊本県市町村総合事務組合 課 電話番号</p>
<p>備考</p>	

別記第8号様式（第5条関係）

公文書開示決定等期間延長特例通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日に請求のありました公文書の開示については、熊本県市町村総合事務組合情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

<p>開示請求に係る公文書の内容又は件名</p> <p>条例第13条の規定を適用する理由</p> <p>条例第12条第1項本文に規定する決定期間</p> <p>公文書の相当の部分を開示決定等する期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>上記の期間内に開示決定等をする部分</p> <p>残りの公文書について開示決定等をする期限</p>	<p>年 月 日</p>
<p>事務担当課</p> <p>備考</p>	<p>熊本県市町村総合事務組合 課</p> <p>電話番号</p>

別記第9号様式（第6条関係）

公文書の開示に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

熊本県市町村総合事務組合情報公開条例の規定により、何人も組合が保有している公文書の開示を請求することができます。

同条例に基づく開示請求に係る公文書に、あなたに関する情報が記録されており、開示決定等をするにあたり同条例第15条第1項（第2項）により、意見書を提出することができますので、次のとおり通知します。

開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る公文書の内容又は件名	
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当課)	熊本県市町村総合事務組合 課 電話番号
備考	

注 意見書の提出は、別紙「公文書の開示に係る意見書（別記様式第10号）」によるものとする。

別記第10号様式（第6条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

様

郵便番号

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり公文書の開示に係る意見書を提出します。

意見照会年月日及び照会番号	年 月 日 第 号
該当する項目を○で囲んでください。	
(1) 公開することに支障はない。	(2) 公開することに支障がある。
(2) を○で囲んだ場合は、次の項目に記入してください。	
<b>【支障がある部分】</b>	
<b>【支障がある理由】</b>	

別記第 1 1 号様式 (第 6 条関係)

公文書を開示決定した旨の通知書			
様		第	号
実施機関		年	月
印		日	
<p>年 月 日付け 第 号で照会しました公文書を、次のとおり開示しますので、熊本市町村総合事務組合情報公開条例第 1 5 条第 3 項の規定により通知します。</p>			
開示請求に係る公文書の内容又は件名			
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容			
開示決定をした理由			
開示決定等の種類	全部開示	部分開示	(開示しない部分)
開示を実施する日	年 月 日		
事務担当課	熊本市町村総合事務組合 課		
備考	電話番号		
<p>(教示) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に組合長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日 (審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。) の翌日から起算して 6 か月以内に熊本市町村総合事務組合を被告として (組合長が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日 (審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日) の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>			

別記第12号様式（第11条関係）

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けの決定に対する審査請求について、次のとおり熊本県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、熊本県市町村総合事務組合情報公開条例第21条の規定により通知します。

<p>審査請求年月日</p>	<p>年 月 日</p> <p>年 月 日 第 号</p>
<p>審査請求の対象となった決定</p>	<p>【決定の内容】</p>
<p>開示請求に係る公文書の件名</p>	
<p>諮問をした日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>事務担当課</p>	<p>熊本県市町村総合事務組合 課</p> <p>電話番号</p>

別記第13号様式（第13条関係）

条例第22条第1号に係る公文書の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで審査請求のありました公文書を、次のとおり開示しますので、  
熊本市町村総合事務組合情報公開条例第22条において準用する同条例第15条第3項  
後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の  
翌日から起算して6か月以内に熊本市町村総合事務組合を被告として（組合長が被告の  
代表者となります。）提起することができます。

開示請求に係る公文書 の内容又は件名  公文書に記録されてい るあなたに関する情報 の内容			
開示決定をした理由			
開示決定等の種類	全部開示	部分開示	(開示しない部分)
開示を実施する日	年 月 日		
事務担当課	熊本市町村総合事務組合 課		
備考	電話番号		

別記第13号の2様式（第13条関係）

条例第22条第2号に係る公文書の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示に反対する意志の表示がありました公文書を、次のとおり開示しますので、熊本県市町村総合事務組合情報公開条例第22条において準用する同条例第15条第3項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に組合長に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。）が、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県市町村総合事務組合を被告として（組合長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります

開示請求に係る公文書の内容又は件名	
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定等の種類	全部開示   部分開示   (開示しない部分)
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	熊本県市町村総合事務組合 課 電話番号
備考	